

令和4年2月16日

保護者様

旭市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

余寒の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けた取組にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、旭市立小中学校の児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所の指導及び助言、また、千葉県教育委員会からの通知を受け、下記のとおり対応しています。

については、感染拡大防止に向けた取組についてのご理解とご協力をお願いいたします。
なお、今後の感染状況等により対応を変更する場合があります。

記

1 新型コロナウイルスに感染した児童生徒の学校での濃厚接触者の特定について

学校と市教委とで濃厚接触者となる児童生徒の有無を判断します。なお、感染した児童生徒の同居の家族については、保健所が濃厚接触者に特定します。

感染した児童生徒の発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間に、以下の項目に該当する者を濃厚接触者とする。

【濃厚接触者の候補】

- ・感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ・適切な防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・手で触れることができる範囲（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なし（※）で感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

（※）必要な感染予防対策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しまスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

※お子様が感染した場合は、学校が発症2日前からの行動履歴についての聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

2 学校において感染者が発生した場合の対応について

感染者が発生した場合には、学校と市教委とで協議し、その対応を判断することとし、次の過程により臨時休業を実施する場合があります。

〔休業1〕 感染者発生から濃厚接触者の特定までの間

- ・特定までに時間がかかる場合に限り、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業）を行う。

〔休業2〕 濃厚接触者の特定後5～7日間程度

- ・学校の感染状況を踏まえ、学校と市教委とで協議し、休業2（学級閉鎖、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業）を判断する。
- ・濃厚接触者がいないなど学校内で感染が広がる可能性が低い場合には、休業2の臨時休業は行わない。
- ・閉鎖又は休業中の児童生徒の健康観察において、発熱や風邪症状が見られない場合（学級又は学年単位で感染が広がる恐れがない場合）は、臨時休業を解除する。

※学級閉鎖の目安

- ・同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・その他、学校と市教委との協議により必要と判断した場合

3 その他

新型コロナウイルス感染に関するご質問や登校に関するご質問がある場合は、学校又は学校教育指導室までご連絡ください。

(連絡先) 旭市教育委員会教育総務課学校教育指導室

TEL 0479-62-5353